

大妻女子大学大学院研究生規程

昭和52年4月1日
制定

- 第1条 本学大学院において、特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。
- 第2条 研究生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 本学大学院博士後期課程を修了した者（大学院博士後期課程において、所定の修業年限を満了し、かつ修了要件単位を修得して退学した者を含む）
 - (2) 本学大学院修士課程を修了した者
 - (3) 本学大学院において、大学院修士課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者
- 第3条 研究生を志願する者は、次の書類に選考料13,000円を添え、指導を受けようとする教員の承認を得たのち、研究科長を経て学長に願出するものとする。
- (1) 入学願書
 - (2) 履歴書
 - (3) 健康診断書
 - (4) 修了証明書又は単位取得証明書
 - (5) 現に職のある者は、所属長の承諾書
 - (6) 現に日本国に在住している外国人は、登録原票記載事項証明書
- 第4条 研究生の人員は、本学大学院学生に対する授業及び研究指導に支障を来たさない範囲で定める。
- 第5条 研究生の入学の時期は、原則として学年の始めとする。
- 第6条 研究生の入学は、研究科委員会の選考を経て学長が許可する。
- 第7条 研究生として入学を許可された者は、所定の期日までに次の諸料金を納入しなければならない。ただし、実験実習に要する経費は、別に実費を徴収する。
- (1) 入学料 50,000円
 - (2) 研究指導料（年額） 300,000円（第2条第1号及び第2号の者については100,000円とする。）
- 第8条 研究生は、大学院の定める指導教員の指導のもとに研究に従事するものとする。
- 第9条 研究生の在学期間は1年とする。特別の理由があるときは、願出により在学期間の延長を許可することがある。ただし、継続は3年を限度とする。
- 第10条 指導教員が必要と認め、かつ、当該授業担当教員の承認があるときは、大学院又は学部の授業に出席を許可することがある。
- 第11条 研究生が退学しようとするときは、その理由を付して指導教員及び研究科長を経て学長に願出しなければならない。
- 第12条 研究生として不適当と認められたときは、学長は研究科委員会の議を経て、研究生の身分を取り消すことがある。
- 第13条 研究生は、研究を修了したときは、指導教員の承認を得たうえ、当該年度の3月1日までに、研究報告書1部を教育支援グループ（現代社会研究専攻及び臨床心理学専攻は多摩事務部教育・資格支援グループ）を経て研究科長に報告するものとする。

第14条 研究生に対しては、希望により研究事項及び研究期間等について証明書を交付することができる。ただし、単位の認定は行わない。

第15条 この規程に定められていない事項については、大妻女子大学大学院学則（昭和47年4月1日制定）を準用する。

附 則

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年1月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 改正後の大妻女子大学大学院研究生規程施行の際、平成21年度に家政学研究科、文学研究科、社会情報研究科及び人間関係学研究科の研究生であった者が、引き続き在学期間を延長する場合は、人間文化研究科の研究生とみなす。ただし、在学期間は継続して3年を限度とする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。